

(掲示)

× i サービス契約約款の一部改正

〔改正〕							〔現行〕							
第1章～第14章 (略)							第1章～第14章 (略)							
料金表 (略)							料金表 (略)							
別表1～別表7 (略)							別表1～別表7 (略)							
別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者 1 2以外のもの							別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者 1 2以外のもの							
地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ				地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ				
			通話モード	64kb/sデジタル通信モード	パケット通信モード	ショートメッセージ通信モード				通話モード	64kb/sデジタル通信モード	パケット通信モード	ショートメッセージ通信モード	
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	ブルネイ・ダルサラーム国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		ブルネイ・ダルサラーム国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		PROGRESIF CELLULAR SDN BHD	(略)	(略)	(略)	(略)			B-Mobile Communications Sdn Bhd	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	パラオ共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	仏領ポリネシア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Pacific Mobile Telecom	5	—	A	○
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	アルジェリア民主人民共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		<u>OPTIMUM TELECOM ALGERIE Spa</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ケニア共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
備考 1～2 (略)						

オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	パラオ共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		<u>Palau Mobile Corporation</u>	12	—	A	○
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	仏領ポリネシア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
Pacific Mobile Telecom		△5	—	△A	△	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	アルジェリア民主人民共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		<u>ORASCOM Telecom Algerie Spa</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ケニア共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		<u>Essar Telecom Kenya Limited</u>	7	—	A	○
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
備考 1～2 (略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成27年4月30日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表10 (略)

附 則(平成27年2月20日経企第1714号)

(実施期日)

1 この附則は、平成27年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 経企第1299号(平成26年1月23日)の附則第3項を次のように改めます。

3 削 除

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成27年2月28日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表10 (略)

(掲示)

F O M A サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

〔改 正〕							〔現 行〕							
第1章～第14章 (略)							第1章～第14章 (略)							
料金表 (略)							料金表 (略)							
別表1～別表8 (略)							別表1～別表8 (略)							
別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者 1 2以外のもの							別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者 1 2以外のもの							
地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ				地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ				
			通話モード	64kb/sデジタル通信モード	パケット通信モード	ショートメッセージ通信モード				通話モード	64kb/sデジタル通信モード	パケット通信モード	ショートメッセージ通信モード	
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	ブルネイ・ダルサラーム国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		ブルネイ・ダルサラーム国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		PROGRESIF CELLULAR SDN BHD	(略)	(略)	(略)	(略)			B-Mobile Communications Sdn Bhd	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	パラオ共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	仏領ポリネシア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		Pacific Mobile Telecom	5	—	A	○
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	アルジェリア民主人民共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		<u>OPTIMUM TELECOM ALGERIE Spa</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ケニア共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
備考 1～2 (略)						

オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	パラオ共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		<u>Palau Mobile Corporation</u>	12	—	A	○
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	仏領ポリネシア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
Pacific Mobile Telecom		△5	—	△A	△	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	アルジェリア民主人民共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		<u>ORASCOM Telecom Algerie Spa</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ケニア共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		<u>Essar Telecom Kenya Limited</u>	7	—	A	○
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
備考 1～2 (略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成27年4月30日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表10 (略)

附 則(平成27年2月20日経企第1714号)

(実施期日)

1 この附則は、平成27年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 経企第1299号(平成26年1月23日)の附則第3項を次のように改めます。

3 削 除

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成27年2月28日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表10 (略)

(掲示)

無線 I P 通信網サービス契約約款の一部改正

〔改正〕	〔現行〕
<p>第1章～第6章 (略)</p> <p>第7章 料金等 第27条 (略)</p> <p>(定額利用料の支払義務) 第28条 無線 I P 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日を含む暦月から起算して、契約の解除があった日を含む暦月までの期間(提供を開始した暦月と解除があった暦月が同一の暦月である場合は、1か月間とします。)について、料金表第1(定額利用料)に規定する定額利用料の支払いを要します。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、タイプ A に係る無線 I P 契約を新たに締結したとき、又はタイプ B に係る無線 I P 契約締結の際に指定する 1 の X i 等が、最初の指定であると当社が確認したときは、その無線 I P 契約について、その無線 I P 契約の締結があった日を含む暦月の定額通信料の支払いを要しません。 ただし、その無線 I P 契約の締結があった日を含む暦月に、その無線 I P 契約の解除があったときはこの限りではありません。</p> <p>3 前 2 項の期間において、利用停止等により無線 I P を利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。 (1) 利用停止があったときは、無線 I P 契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。 (2) 前号の規定によるほか、無線 I P 契約者は、次の場合を除き、無線 I P を利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。</p> <p>第8章～第11章 (略)</p> <p>料金表 通則 (略)</p> <p>第1～第6 (略)</p> <p>附 則(平成27年2月20日経企第1714号) 1 この改正規定は、平成27年3月1日から実施します。 (経過措置) 2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかった無線 I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>	<p>第1章～第6章 (略)</p> <p>第7章 料金等 第27条 (略)</p> <p>(定額利用料の支払義務) 第28条 無線 I P 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日を含む暦月の翌暦月から起算して、契約の解除があった日を含む暦月までの期間(提供を開始した暦月と解除があった暦月が同一の暦月である場合は、1か月間とします。)について、料金表第1(定額利用料)に規定する定額利用料の支払いを要します。</p> <p>2 第1項の期間において、利用停止等により無線 I P を利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。 (1) 利用停止があったときは、無線 I P 契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。 (2) 前号の規定によるほか、無線 I P 契約者は、次の場合を除き、無線 I P を利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。</p> <p>第8章～第11章 (略)</p> <p>料金表 通則 (略)</p> <p>第1～第6 (略)</p>